

羽曳野市森林整備計画

	計	画	期	間
自	令和 7 年	4 月	1 日	
至	令和 17 年	3 月	3 1 日	

羽曳野市

<目 次>

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

羽曳野市は、大阪平野の東南部に位置し、東は二上山系を経て、奈良県の香芝市に接し、西は松原市と堺市、南は富田林市と太子町、北は藤井寺市と柏原市にそれぞれ隣接し、河内平野南部の中心部となり、東西8,4km、南北6,2km、面積2,645haで大阪府の1,45%を占めており、内森林面積は246haであり、人工林率65,32%で地形は、最高290メートル最低22.6メートルと起伏に富んでいる。

森林の持つ水源かん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まっていることから、当市としては、今後人工林の間伐の推進及び森林の整備を積極的に実施することとする。

このような現状を踏まえ、本市の森林整備の目標を次のとおり定める。

- ① 森林の持つ保健休養等の公益的機能の高度発揮のため、市民の身近なレクリエーションの場として広く利用され、また生物多様性を確保しつつ、経済的機能と調和した整備を図る。
- ② スギ、ヒノキの人工林については、優良材生産を目標とした長伐期施業を進めるとともに、下刈・間伐等保育を中心とした森林整備の充実を図る。
- ③ 本地域の森林は、生活環境の保全、保健文化機能等重要な役割を果たしており、これら公益的機能の維持推進を図るため、森林の保全整備を図る。
- ④ 森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、森林の適正な整備を進めるとともに、各種林業関連事業を通じて、地域林業の振興を図る。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、流域を基本的な単位として川上、川下が一体となって森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮して、重視すべき機能に応じた整備を行う。そのために、森林を「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」として森林整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

快適な環境の形成の機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林

人工林施業を行う場合は、1伐区あたりの面積を小規模におさえること、伐区を分散すること等により、当該機能の低下をきたさないよう配慮する。

特に風致の維持に配慮する必要がある森林は、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は択伐、あるいは、小面積皆伐を原則として整備する。

本地域の森林は天然林及び昔の薪炭林やマツ枯れ跡地の二次林が中心となっており、環境保全機能を発揮できるよう、府森林組合、府林業普及指導員、森林保全員等との連携を密にし、森林所有者等への適切な管理の呼びかけを行い、地域ぐるみの適切な維持管理をはたらきかけていく。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

樹			種		
スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
40	45	35	45	10	15

標準伐期齢は、立木の伐採の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものや標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものでない。主要樹種ごとに上表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐：皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

択伐：択伐については、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行う。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。
- また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

該当なし。

第２ 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に１ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員及び市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採後の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には、必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い、活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は、秋植えに適した樹種を除き、春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、原則として2年以内に植栽を完了する。

また、それ以外の森林については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、概ね5年以内に更新がなされていない場合は植栽を完了する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等 (ただしスギ、ヒノキは択伐に限る)
ぼう芽による更新 が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

ぼう芽により更新し、短伐期の繰り返し伐採を行ってきた林分にあつては、森林生産力の維持増進を図るため、原則として標準伐期齢未満の伐採は避ける。また、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
マツ類、クヌギ、コナラ等	10,000本/ha	3	3,000本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の稚積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により、生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木の除去等を行う。
植え込み	天然下種更新の不十分な箇所に行う。 なお、植え込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植え込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定する。
芽かき	伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

イ その他天然更新の方法

該当なし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の翌日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在に関する事項
該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

5 その他必要な事項
該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のように定める。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000	16	21	31	(40)
	密仕立	4,000	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3,000	18	23	35	(45)
	密仕立	4,000	18	23	29	35

間伐の標準的な方法	備考
- 間伐の開始時期、繰返し時期、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案して林地ごとに決定する。間伐率については材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。 - 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良	

木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。	
--	--

（注）ア 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

イ （ ）は長伐期大径材生産を目標とした場合。

ウ 標準伐期齢以下の間伐の間隔 $T_1 = 10$ 年、標準伐期齢を超える間伐の間隔 $T_2 = 15$ 年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。

なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法を勘案して林地ごとに決定する。

ア. 下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1～2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

イ. つる切り及び除伐

下刈り終了後、3～5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

ウ. 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は原則として11月～3月とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

（注） △は必要に応じて行う。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐

又は保育の方法及び時期を、森林所有者に対して通知を行うものとする。

また、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林については以下のとおり。

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次（１）及び（２）のように定める。

（１）水源のかん養機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林

該当なし。

（２）森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

該当なし。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（快適環境形成機能維持増進森林）

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵、風害、霧害等の影響を緩和する森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等とする。

③ 保健機能の維持増進を図る森林（保健機能維持増進森林）

該当なし。

イ 森林施業の方法

① 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

該当なし。

② 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保すること。更新は、主伐の実施後5年以内に完了することとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては2年以内とする。また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
2、3イ、 3ロ、5～9	64年	72年	56年	72年	16年	24年

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2、3イ、3ロ、5～9	247
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定する森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業	2、3イ、3ロ、5～9	247
	択伐以外の方法による複層林施業	該当なし	
	択伐による複層林施業	該当なし	

2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
該当なし。

3 その他必要な事項
該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし。

- 4 その他必要な事項
該当なし。

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし。
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし。
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について地域森林整備計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。
 - (1) 区域の設定
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、森林生態系多様性基礎調査の調査結果によると、本市においてニホンジカの生息は確認されていないため、現時点においての区域設定はしない。
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし。
- 2 その他必要な事項
該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行う。
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)
鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて

防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

3 林野火災の予防

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努めるとともに、森林保険等への加入拡大に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし。

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意し適切に計画を作成するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及

- びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの第2の1の森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
羽曳野市	6～8	149

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林は、住民に安らぎとうるおいをもたらす。このため、森林の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させることを図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当なし。

(2) 上下流連係による取組に関する事項

該当なし。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし。

(4) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的

に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

凡 例	
快適な環境の形成 の機能の維持増進 を図るための森林 施業を推進すべき 森林	

羽曳野市森林整備計画図

